



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年11月21日火曜日 第1814号外 1

◇ 目 次 ◇  
規 則

障害者自立支援法施行細則等の一部を改正する規則..... 1

訓 令

愛媛県児童相談所処務規程等の一部を改正する訓令..... 110

## 規 則

### ○愛媛県規則第60号

障害者自立支援法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年11月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 障害者自立支援法施行細則等の一部を改正する規則

（障害者自立支援法施行細則の一部改正）

**第1条** 障害者自立支援法施行細則（平成18年愛媛県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
（趣旨）			（趣旨）		
<p><b>第1条</b> この規則は、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）<u>その他の法令</u></p> <p>_____及び障害者自立支援法施行条例（平成18年愛媛県条例第20号）に定めるもののほか、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（書類の様式）</p> <p><b>第2条</b> 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>			<p><b>第1条</b> この規則は、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）、<u>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第58号。以下「基準省令」という。）</u>及び障害者自立支援法施行条例（平成18年愛媛県条例第20号）に定めるもののほか、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（書類の様式）</p> <p><b>第2条</b> 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>		
項	左 欄	右 欄	項	左 欄	右 欄
1	省略		1	省略	
2	<p>省令第34条の7第1項及び第34条の8から第34条の19まで（これらの規定を省令第34条の21において準用する場合を含む。）、第34条の24第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）並びに第34条の27第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の申請書</p>	<p>指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設・指定相談支援事業者）指定（更新）申請書（様式第2号）</p>			
3	<p>省令第34条の22の申請書</p>	<p>指定障害福祉サービス事業者指定変更申請書（様式第3号）</p>			
4	<p>省令第34条の25の申請書</p>	<p>指定障害者支援施設指定変更申請書（様式第4号）</p>			

5	省令第35条第1項及び第45条第1項の申請書	自立支援医療費(育成医療・精神通院医療)支給認定申請書(新規・再認定・変更・転入)(様式第5号)
6	省令第35条第2項第1号の意見書	自立支援医療(育成医療)意見書(様式第6号)
7	省令第35条第2項第1号の診断書	自立支援医療(精神通院医療)診断書(様式第7号)
8	省令第47条第1項の届出書	自立支援医療受給者証等記載事項変更届出書(育成医療・精神通院医療)(様式第8号)
9	省令第48条第1項の申請書	自立支援医療受給者証(育成医療・精神通院医療)再交付申請書(様式第9号)
10	省令第57条の申請書	指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療・精神通院医療)指定(変更・更新)申請書(様式第10号)

(手続の方法)

第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。

項	左 欄	右 欄
1	法第46条第1項及び第2項の規定による変更の届出	指定障害福祉サービス事業者(指定障害者支援施設・指定相談支援事業者)変更届出書(様式第11号)
2	法第46条第1項の規定による事業の廃止、休止又は再開の届出	指定障害福祉サービス事業者(指定相談支援事業者)廃止(休止・再開)届出書(様式第12号)
3	法第47条の規定による指定の辞退	指定障害者支援施設指定辞退届出書(様式第13号)
4	省略	
5	法第64条の規定による変更の届出	指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療・精神通院医療)変更届出書(様式第14号)
6	法第65条の規定による法第54条第2項の指定の辞退	指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療・精神通院医療)指定辞退届出書(様式第15号)
7	法第79条第2項の規定による届出	障害福祉サービス事業等開始届出書(様式第16号)
8	法第79条第3項の規定による変更の届出	障害福祉サービス事業等変更届出書(様式第17号)
9	法第79条第4項の規定による廃止又は休止の届出	障害福祉サービス事業等廃止(休止)届出書(様式第18号)
10	法第83条第3項の規定による届出	障害者支援施設設置届出書(様式第19号)

2	省令第35条第1項及び第45条第1項の申請書	自立支援医療費(育成医療・精神通院医療)支給認定申請書(新規・再認定・変更・転入)(様式第2号)
3	省令第35条第2項第1号の意見書	自立支援医療(育成医療)意見書(様式第3号)
4	省令第35条第2項第1号の診断書	自立支援医療(精神通院医療)診断書(様式第4号)
5	省令第47条第1項の届出書	自立支援医療受給者証等記載事項変更届出書(育成医療・精神通院医療)(様式第5号)
6	省令第48条第1項の申請書	自立支援医療受給者証(育成医療・精神通院医療)再交付申請書(様式第6号)
7	省令第57条の申請書	指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療・精神通院医療)指定(変更・更新)申請書(様式第7号)
8	基準省令第2条から第6条までの申請書	指定障害福祉サービス事業者指定申請書(様式第8号)

(手続の方法)

第3条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。

項	左 欄	右 欄
1	法第46条第1項の_____の規定による変更の届出	指定障害福祉サービス事業者変更届出書(様式第9号)
2	法第46条第1項の規定による事業の廃止、休止又は再開の届出	指定障害福祉サービス事業者廃止(休止・再開)届出書(様式第10号)
3	省略	
4	法第64条の規定による変更の届出	指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療・精神通院医療)変更届出書(様式第11号)
5	法第65条の規定による法第54条第2項の指定の辞退	指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療・精神通院医療)指定辞退届出書(様式第12号)
6	法第79条第2項の規定による届出	障害福祉サービス事業等開始届出書(様式第13号)
7	法第79条第3項の規定による変更の届出	障害福祉サービス事業等変更届出書(様式第14号)
8	法第79条第4項の規定による廃止又は休止の届出	障害福祉サービス事業等廃止(休止)届出書(様式第15号)

11	政令第43条の4第1項の規定による休止又は廃止の届出	障害者支援施設休止(廃止)届出書(様式第20号)
12	政令第43条の4第2項の規定による報告	障害者支援施設変更報告書(様式第21号)
13	省令第63条第1号の規定による業務の休止、廃止又は再開の届出	指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療・精神通院医療)業務休止(廃止・再開)届出書(様式第22号)

( 公 示 )

第4条 法第51条の規定による公示は、同条に定めるもののほか、同条各号の措置に係る指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者(以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。)に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 省略
- (2) 指定障害福祉サービス事業者等の氏名又は名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- (3) 指定障害福祉サービス事業者にあつては、指定障害福祉サービスの種類
- (4) 指定障害福祉サービス事業所若しくは指定相談支援事業所の名称及び所在地又は指定障害者支援施設の名称及び設置の場所
- (5) 指定、届出、廃止又は指定の取消し若しくは辞退に係る年月日

2 法第69条の規定による公示は、同条に定めるもののほか、同条各号の措置に係る指定自立医療機関に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定自立支援医療機関の開設者の氏名又は名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

(2)~(4) 省略  
( 情 報 提 供 )

第5条 知事は、法第2章第2節第5款の規定による指定、届出の受理又は指定の取消し(以下「指定等」という。)をしたときは、市町村その他知事が必要と認める者に対して、当該指定等に係る指定障害福祉サービス事業者等に関する次に掲げる事項の全部又は一部の情報を提供するものとする。

- (1) 省略
- (2) 指定障害福祉サービス事業者等の氏名又は名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定障害福祉サービス事業所若しくは指定相談支援事業所の名称及び所在地又は指定障害者支援施設の名称及び設置の場所
- (4) 指定、届出、廃止又は指定の取消し若しくは辞退に係る年月日
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 指定障害福祉サービス事業者にあつては、指定障害福祉サービスの種類
- (8) 省略

2 省略

9	省令第63条第1号の規定による業務の休止、廃止又は再開の届出	指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療・精神通院医療)業務休止(廃止・再開)届出書(様式第16号)

( 公 示 )

第4条 法第51条の規定による公示は、同条に定めるもののほか、同条各号の措置に係る指定障害福祉サービス事業者 \_\_\_\_\_ に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 省略
- (2) 指定障害福祉サービス事業者の \_\_\_\_\_ 名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- (3) 指定障害福祉サービス \_\_\_\_\_ の種類
- (4) 指定障害福祉サービス事業所 \_\_\_\_\_ の名称及び所在地 \_\_\_\_\_
- (5) 指定、届出 \_\_\_\_\_ 又は指定の取消し \_\_\_\_\_ に係る年月日

2 法第69条の規定による公示は、同条に定めるもののほか、同条各号の措置に係る指定自立医療機関に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定自立支援医療機関の開設者の \_\_\_\_\_ 名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名(当該指定に係る医療機関が法人以外のもので開設する病院若しくは診療所又は薬局であるときは、開設者の氏名及び住所)

(2)~(4) 省略  
( 情 報 提 供 )

第5条 知事は、法第2章第2節第5款の規定による指定、届出の受理又は指定の取消し(以下「指定等」という。)をしたときは、市町村その他知事が必要と認める者に対して、当該指定等に係る指定障害福祉サービス事業者 \_\_\_\_\_ に関する次に掲げる事項の全部又は一部の情報を提供するものとする。

- (1) 省略
- (2) 指定障害福祉サービス事業者の \_\_\_\_\_ 名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定障害福祉サービス事業所 \_\_\_\_\_ の名称及び所在地又は \_\_\_\_\_
- (4) 指定、届出 \_\_\_\_\_ 又は指定の取消し \_\_\_\_\_ に係る年月日
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 指定障害福祉サービス \_\_\_\_\_ の種類
- (8) 省略

2 省略

様式第16号を様式第22号とし、様式第15号を様式第18号とし、同様式の次に次の3様式を加える。

様式第19号（第3条関係） 障害者支援施設設置届出書

障害者支援施設設置届出書					
年 月 日					
愛媛県知事	様				
市町長					
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">印</div>					
障害者支援施設	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名 称</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所 在 地</td> <td></td> </tr> </table>	名 称		所 在 地	
名 称					
所 在 地					
施設障害福祉サービスの種類及び内容					
建物の規模 及び構造	敷 地 面 積				
	施設の用に供する土地の面積				
	建 築 面 積				
	延 べ 床 面 積				
	構 造				
職 員	定 員				
	当該職員の氏名及び職種				
利 用 定 員					
事 業 の 開 始 の 予 定 年 月 日					
年 月 日					

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 記入欄が不足する場合は、別葉に記載して添付すること。

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 建物の平面図及び設備の概要を記載した書類
- (2) 事業内容及び運営の方法を記載した書類
- (3) 主な職員の履歴書
- (4) 収支予算書

様式第20号（第3条関係） 障害者支援施設休止（廃止）届出書

障害者支援施設休止（廃止）届出書

年 月 日

愛媛県知事 様

市町長 印

障害者支援施設	名 称	
	所 在 地	
休止（廃止）の予定期日		年 月 日
休止（廃止）の理由		
現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置		
障害者支援施設の建物及び設備の処分		
休止の予定期間		年 月 日から 年 月 日まで

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載して添付すること。

様式第21号（第3条関係） 障害者支援施設変更報告書

障害者支援施設変更報告書

年 月 日

愛媛県知事 様

市町長

印

障 害 者 支 援 施 設	名 称		
	所 在 地		
	サービスの種類		
変 更 が あ っ た 事 項		変 更 の 内 容	
		変 更 前	変 更 後
1	施 設 の 名 称		
2	施 設 の 所 在 地		
3	建 物 の 規 模 及 び 構 造		
4	施 設 の 設 備 の 概 要		
5	施設障害福祉サービスの事業内容		
変 更 年 月 日		年 月 日	

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 該当する項目の番号に○を付すること。
- 3 記入欄が不足する場合は、別葉に記載して添付すること。
- 4 変更前と変更後の記載を明らかにした書類を添付すること。

様式第14号を様式第17号とし、様式第11号から様式第13号までを3ずつ繰り下げ、様式第8号から様式第10号までを削り、様式第7号を様式第10号とし、同様式の次に次の3様式を加える。

様式第11号（第3条関係） 指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設・指定相談支援事業者）変更届出書

指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設・指定相談支援事業者）変更届出書

年 月 日

愛媛県知事 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

事業（設置）者

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

	事業者番号								
指定内容を変更した事業所（施設）	名称								
	所在地（設置の場所）								
	サービスの種類								
変更があった事項		変更の内容							
		変更前				変更後			
1	事業所（施設）の名称								
2	事業所（施設）の所在地（設置の場所）								
3	事業者（設置者）の名称								
4	主たる事務所の所在地								
5	代表者の氏名及び住所								
6	定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等								
7	提供する障害福祉サービスの種類								
8	第三者に委託する障害福祉サービスの種類並びに当該第三者の事業所の名称及び所在地								
9	主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関との協力体制の概要								
10	事業所の平面図								
11	建物の構造概要（平面図を含む。）								
12	設備の概要								
13	管理者の氏名、経歴及び住所								
14	サービス提供責任者の氏名、経歴及び住所								
15	サービス管理責任者の氏名、経歴及び住所								
16	指定相談支援の提供に当たる者の氏名、経歴及び住所								
17	主たる対象者								
18	運営規程								
19	当該事業に係る介護給付費等の請求に関する事項								
20	事業所の種別（短期入所の併設型・空床型の別）								
21	併設型における利用者の推定数又は空床型における当該施設の入所定員								
22	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容								
23	協力歯科医療機関の名称並びに当該協力歯科医療機関との契約内容								
24	連携する公共職業安定所その他関係機関の名称								
25	障害者支援施設等との連携体制及び支援の体制の概要								
26	同一敷地内にある入所施設及び病院の概要								
27	利用者の定員								
変更年 月 日		年 月 日							

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 不要の文字は、抹消すること。  
 3 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。



- 4 該当する項目の番号に○を付すること。
- 5 利用者の定員に変更がある場合にあつては、従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付すること。
- 6 記入欄が不足する場合は、別葉に記載して添付すること。
- 7 変更前と変更後の記載を明らかにした書類を添付すること。
- 8 変更の日から10日以内に届け出ること。

様式第12号（第3条関係） 指定障害福祉サービス事業者（指定相談支援事業者）廃止（休止・再開）届出書

指定障害福祉サービス事業者（指定相談支援事業者）廃止（休止・再開）届出書

年 月 日

愛媛県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

事業者

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）



	事業者番号										
廃止（休止・再開）する事業所	名称										
	所在地										
	サービスの種類										
廃止（休止・再開）した年月日	年 月 日										
廃止（休止）の理由											
現に指定障害福祉サービス（指定相談支援）を受けていた者に対する措置（廃止し、又は休止した場合にのみ記入すること。）											
休止の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで										

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
  - 3 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。
  - 4 記入欄が不足する場合は、別葉に記載して添付すること。
  - 5 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付すること。
  - 6 廃止、休止又は再開の日から10日以内に届け出ること。

様式第13号（第3条関係） 指定障害者支援施設指定辞退届出書

指定障害者支援施設指定辞退届出書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div> 愛媛県知事 様 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">主たる事務所の所在地</div> 設置者 名 称 代表者の氏名 <span style="float: right;">㊟</span>										
		事業者番号								
指定を辞退する施設	名 称									
	設置の場所									
指定を受けた年月日	年 月 日									
指定を辞退する年月日	年 月 日									
指定を辞退する理由										
現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置										

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 記入欄が不足する場合は、別葉に記載して添付すること。
- 3 指定を辞退する日の3月前までに届け出ること。

様式第 6 号を様式第 9 号とし、様式第 5 号注 5 中「様式第 2 号」を「様式第 5 号」に改め、同様式を様式第 8 号とする。

様式第 4 号中「様式第 2 号」を「様式第 5 号」に、「社会復帰施設」を「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する自立訓練（生活訓練）、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、居宅介護（ホームヘルプ）、その他障害福祉サービス等」に改め、「、グループホーム、ケアホーム」を削り、同様式を様式第 7 号とする。

様式第 3 号中「様式第 2 号」を「様式第 5 号」に改め、同様式を様式第 6 号とする。

様式第 2 号中「様式第 3 号、様式第 5 号」を「様式第 8 号」に改め、同様式注 3(1)中「様式第 3 号」を「様式第 5 号」に、「様式第 4 号」を「様式第 7 号」に改め、同様式を様式第 5 号とする。

様式第 1 号中「様式第 6 号」を「様式第 9 号」に改め、同様式の次に次の 3 様式を加える。

様式第2号(第2条関係) 指定障害福祉サービス事業者(指定障害者支援施設・指定相談支援事業者)指定(更新)申請書

指定障害福祉サービス事業者(指定障害者支援施設・指定相談支援事業者)指定(更新)申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

申請(設置)者

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)



※事業所(設置)所在地市町番号

申請 (設置) 者	フリガナ						
	名称						
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー )					
	法人の種類別				法人所轄庁		
	連絡先	電話番号			FAX番号		
	代表者の職名及び氏名	職名			フリガナ氏名		
	代表者の住所	(郵便番号 ー )					
指定を受けようとする事業(施設)の種類	フリガナ						
	名称						
	事業所(施設)の所在地(設置の場所)	(郵便番号 ー )					
	同一の所在地において行う事業等の種類	指定申請をする事業等		他の法律において既に指定を受けている事業等		指定に係る審査事項	
		実施事業	事業開始予定年月日	実施事業	指定年月日		
	指定障害福祉サービス事業所					別紙 のとおり。	
						別紙 のとおり。	
						別紙 のとおり。	
						別紙 のとおり。	
						別紙 のとおり。	
					別紙 のとおり。		
					別紙 のとおり。		
指定障害者支援施設					別紙13のとおり。		
指定相談支援事業					別紙14のとおり。		
事業者番号	障害者自立支援法(平成17年法律第123号)において既に指定を受けている場合						

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 不要の文字は、抹消すること。  
 3 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。  
 4 ※印の欄は、記入しないこと。  
 5 この申請書は、事業所の所在地ごとに記入すること。  
 6 「法人の種類」の欄は、社会福祉法人、医療法人、社団法人、財団法人、株式会社等の別を記入すること。  
 7 「法人所轄庁」の欄は、申請者(設置者)が許可、認可等を受けた法人の場合にあっては、当該許可、認可等を行った官公署の名称を記入すること。

- 8 指定を受けようとする事業（施設）の種類「実施事業」の欄は、今回指定の申請をしようとする事業又は施設及び既に指定を受けている事業又は施設について、該当する欄に○を記入すること。
- 9 「事業者番号」の欄は、障害者自立支援法において既に指定を受けている場合に記入すること。
- 10 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載して添付すること。
- 11 同一の所在地において行う事業等で他の法律において既に指定を受けているものがある場合は、その種類等を記載した書類を添付すること。